

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治  
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也  
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

### 定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年1月5日から同年2月16日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 経済部・総務部・出納室
- 3 監査の範囲 平成28年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田中 洋次・柿並 哲也・山本 健十郎  
〔 田中 洋次 平成30年3月31日付退任 〕  
〔 寺村 伸治 平成30年4月 1日付就任 〕
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成28年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。  
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。  
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 経 済 部

## 1 経済部の主な事務事業

### (1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関する事。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関する事。
- ウ 商業振興施設に関する事。
- エ 企業用地の造成及び企業誘致に関する事。
- オ 労働雇用に関する事。
- カ 勤労者福祉に関する事。

### (2) 運輸観光課

- ア 観光施設の整備及び観光宣伝に関する事。
- イ 物産の開発、宣伝及び普及に関する事。
- ウ 観光交流施設及び東平記念館に関する事。
- エ 森林公園ゆらぎの森に関する事。
- オ 運輸に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- カ バス交通に関する事。
- キ 渡海船事業に関する事。

### (3) 農林水産課

- ア 農業、林業、漁業の振興に関する事。
- イ 米の生産調整に関する事。
- ウ 市有林の経営計画及び管理に関する事。
- エ 有害鳥獣駆除及び鳥獣飼養許可に関する事。
- オ 市民の森に関する事。
- カ 別子木材センターに関する事。
- キ 共同及び区画漁業権の調整に関する事。
- ク 漁港の計画、設計、施工、監督及び管理に関する事。
- ケ 自然農園に関する事。
- コ 農業委員会の委員の選任に関する事。

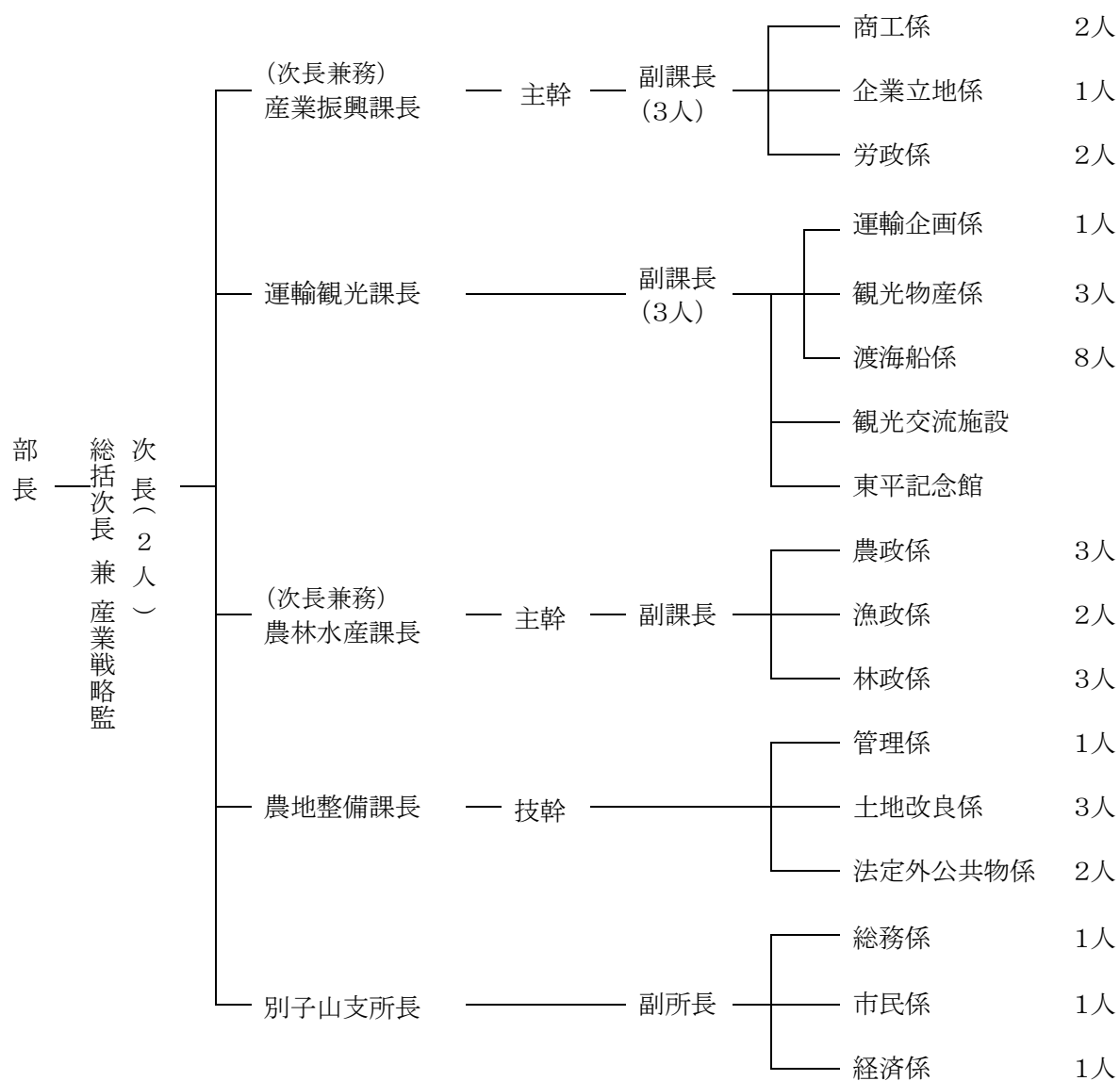
### (4) 農地整備課

- ア 土地改良事業の計画及び推進に関する事。
- イ 土地改良事業の設計、監督及び技術指導に関する事。
- ウ 土地改良事業の受託工事の施行に関する事。
- エ 農業水利に関する事。
- オ 農業用樋門の管理に関する事。
- カ 土地改良区の設定、合併及び解散に関する事。
- キ 法定外公共物の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 別子山支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に関する事項
- カ 観光、物産及び登山情報に関する事項
- キ 別子山地域バスの運行に関する事項

2 職員の配置状況 52人（平成29年4月1日現在）



### 3 平成28年度に実施した主な事業

#### (1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じる。このことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

<事業費> 411,935,000円

#### (2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資制度においては、運転資金、設備資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資制度においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

これらの各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

<事業費> 409,414,026円

#### (3) デマンドタクシー運行事業費

高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、デマンド型乗り合いタクシーの運行を実施している。対象地域はバス交通空白地域である川東地区、上部地区（別子山地区を除く）で、平成28年度の利用人数は18,868人であった。

<事業費> 26,401,383円

(利用料収入6,747,750円、国庫補助金等6,038,011円含む。)

#### (4) 森林環境保全整備費

健全で活力ある森林を育てるとともに、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を発揮するために、間伐などの森林整備の推進を図った。

(森林整備面積 39.36ha、作業路開設 4,409m)

<市事業費> 4,100,000円

#### (5) 市単独土地改良事業

県で採択されない事業及び受益面積5ha以下の農地を対象とし、農道、かんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進めることにより、農業経営の合理化、効率的な水利用等が図られた。さらに公益的側面として、地域の交通の利便性向上、雨水排除による自然災害の防止効果等の効果が得られた。

<市事業費> 68,804,859円

#### (6) 別子山地域バス運行費

別子山地区と市街地とを結ぶ公共交通機関である別子山地域バスの定期運行を実施した。平成28年度からは1日4往復、8便運行し、通学・通院・買い物などに利用されており、延べ利用者数は6,539人であった。

<事業費> 18,283,363円

#### 4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
商業振興センター使用料	166,927	166,927	0
喜光地イベント広場使用料	113,790	113,790	0
自動販売機設置使用料 (商業振興センター)	185,766	185,766	0
ゆらぎの森敷地使用料	2,718	2,718	0
自動販売機設置使用料 (東平記念館)	55,692	55,692	0
渡海船輸送収入	16,496,810	16,496,810	0
漁港施設占用料	54,910	54,910	0
自動販売機設置使用料 (漁港施設)	78,000	78,000	0
管理道路占用料	33,079	33,079	0
登録手数料 (林務)	10,200	10,200	0
法定外公共物占用料	5,682	5,682	0
水道使用料 (別子山)	1,278,900	1,278,900	0
地域バス乗客収入 (別子山)	1,749,300	1,749,300	0

#### 5 指摘事項及び回答内容 (回答は平成30年3月1日付け)

##### (1) 渡海船乗船券売上金の取扱いについて

12月25日に船内販売した売上金について、日計表に記載されている売上金額は4,400円となっているが、翌日金融機関へ入金された際の領収書の金額は3,400円であり、一致していない。不足分の1,000円は1か月後の1月30日に入金されている。入金が遅れた理由は、釣銭準備現金の確認不足によるものであり、今後においては船内売上金の収納及び釣銭準備現金の確認をより厳格に行い、新居浜市会計規則等に基づき、公金収納の適正な事務処理をされたい。

(運輸観光課)

##### <回答>

今回の入金が遅れた件につきましては、重く受け止めており、遅延を確認した時点で乗船券販売から入金、確認までの事務の流れを再度検討し、売上金の確認方法、チェック体制や引継書類等を見直すとともに、会計職員向けの詳細なマニュアルも作成したところでございます。船内売上金の収納及び釣銭準備現金の確認についてはより厳格に行い、新居浜市会計規則等に基づき、公金収納の適正な事務処理を行ってまいります。

##### (2) 商業振興センター(銅夢にいほま)の今後の運営等について

商業振興センターの今後の方向性については、平成24年度に新居浜商店街連盟が指定管理者となって以降、国の補助金を活用した有効活用に関する調査や産直市場の試行営業などを実施しながら商工会議所、商店街連盟、市の三者で構成されている「新居浜市まちづくり

協議会」でも協議されているとのことであるが、未だ将来的な施設のあり方は決定されておらず、平成28年度の施設利用者も前年度に比べ大幅に減少している状況である。同施設は中心商店街の活性化にとっても核となる施設であるため、有効活用に向けた方針決定には時間がかかることも理解できるが、スピード感を持った対応も必要である。

平成30年度からの次期指定管理者も引き続き選定されているが、毎年1,500万円弱の指定管理料が支出されている同施設を将来にわたり公の施設として運営していくべきかどうかを含め、施設運営等の今後の方向性について、次期指定管理期間内には一定の結論を出すといった目標期限を設定し、できる限り早期に方針決定されたい。

(産業振興課)

<回答>

商業振興センターの今後の運営について、産直市場の実施の可否については、これまでの試行営業の結果等を踏まえ、資金面や収支計画の外、施設の利活用、改修の必要性も含めた事業実施計画書を商店街連盟が中心に作成したうえで、商工会議所、商店街連盟、市の三者で構成する「新居浜市まちづくり協議会」において、専門家の意見も踏まえ総合的に判断し、平成30年度内に方針を出したいと考えております。産直市場の可否決定を踏まえて、平成32年度当初を目標に、施設運営等の方向性の結論を出し、公の施設としての運営を行っていくべきかどうかを決定してまいります。

(3) 公共交通体系の確保・維持について

公共交通体系の確保・維持は本市が更なる発展を遂げるための大きな課題であり、平成26年度以降毎年重点事務事業に掲げられているが、大きな進展が見られない。市民生活のみならず観光・ビジネス両面からも公共交通の利便性向上が強く求められるところであり、実効性のある計画の策定と実施が急がれる。

高齢者や学生等一般市民からの意見聴取を積極的に行い、バスの利用促進に繋がる可能性のある新しいアイデアを幅広く収集するとともに、低床バス、小型バスの試験導入やバス停へのベンチ設置、路線網の拡充等利用者の利便性に配慮した新たな対策を事業者が積極的に採用できるよう、公共交通体系の充実に向けた具体的な支援対策について期限を区切って検討されたい。

(運輸観光課)

<回答>

人口減少、少子高齢化の進行により、公共交通をとりまく環境は年々厳しさを増しており、このままでは現状の公共交通サービスを維持することが困難になる可能性があるため、まちづくりと連携した交通計画の策定が求められております。

このような中、本市が中心となって、交通事業者や市民と連携しながら取り組みを進めていくため、公共交通のマスタープランとなる「新居浜市地域公共交通網形成計画」を現在策定しております。将来のコンパクトなまちづくりと連携した、持続可能な公共交通体系の形成を目指し、平成30年度からの5年間を計画期間として、バス路線網の見直しや、バス待ち環境の整備、低床車両の導入等バスの利用促進や利便性の向上に繋がる施策を実施する予定としております。

今後は本計画のスケジュールに沿って、交通事業者との協議・検討を行い、法令等に基づいた適切な支援の実施、また市民からの意見聴取も行いながら、誰もが安心して便利に利用できる公共交通体系を目指していきたいと考えております。

# 総務部

## 1 総務部の主な事務事業

### (1) 総務課

- ア 告示及び公告に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関すること。
- エ 議案の作成及び配布に関すること。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関すること。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関すること。
- キ 情報公開の総合調整に関すること。
- ク 個人情報保護の総合調整に関すること。
- ケ 事務管理及び改善に関すること。
- コ 公平委員会の庶務に関すること。

### (2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
- イ 職員の人事及び給与に関すること。
- ウ 職員の共済組合等に関すること。
- エ 職員の福利厚生に関すること。
- オ 各種委員会の委員の任免に関すること。
- カ 職員団体に関すること。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関すること。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関すること。
- コ 職員の健康推進に関すること。

### (3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関すること。
- イ 工事請負契約等に関すること。
- ウ 業務委託契約等に関すること。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関すること。
- オ 不用物品の処分に関すること。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関すること。

### (4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関すること。
- ウ 借地に関すること。
- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- オ 財産整理に関すること。
- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関すること。
- キ 庁内の案内に関すること。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関すること。
- ケ 庁用自動車の管理に関すること。

#### (5) 市民税課

- ア 市（個人及び法人）、県民税（個人）の賦課に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課に関すること。
- ウ 市たばこ税及び入湯税の賦課等に関すること。
- エ 市民税の諸証明に関すること。
- オ 固定資産評価審査委員会の庶務に関すること。

#### (6) 資産税課

- ア 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- イ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ウ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- エ 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関すること。

#### (7) 収税課

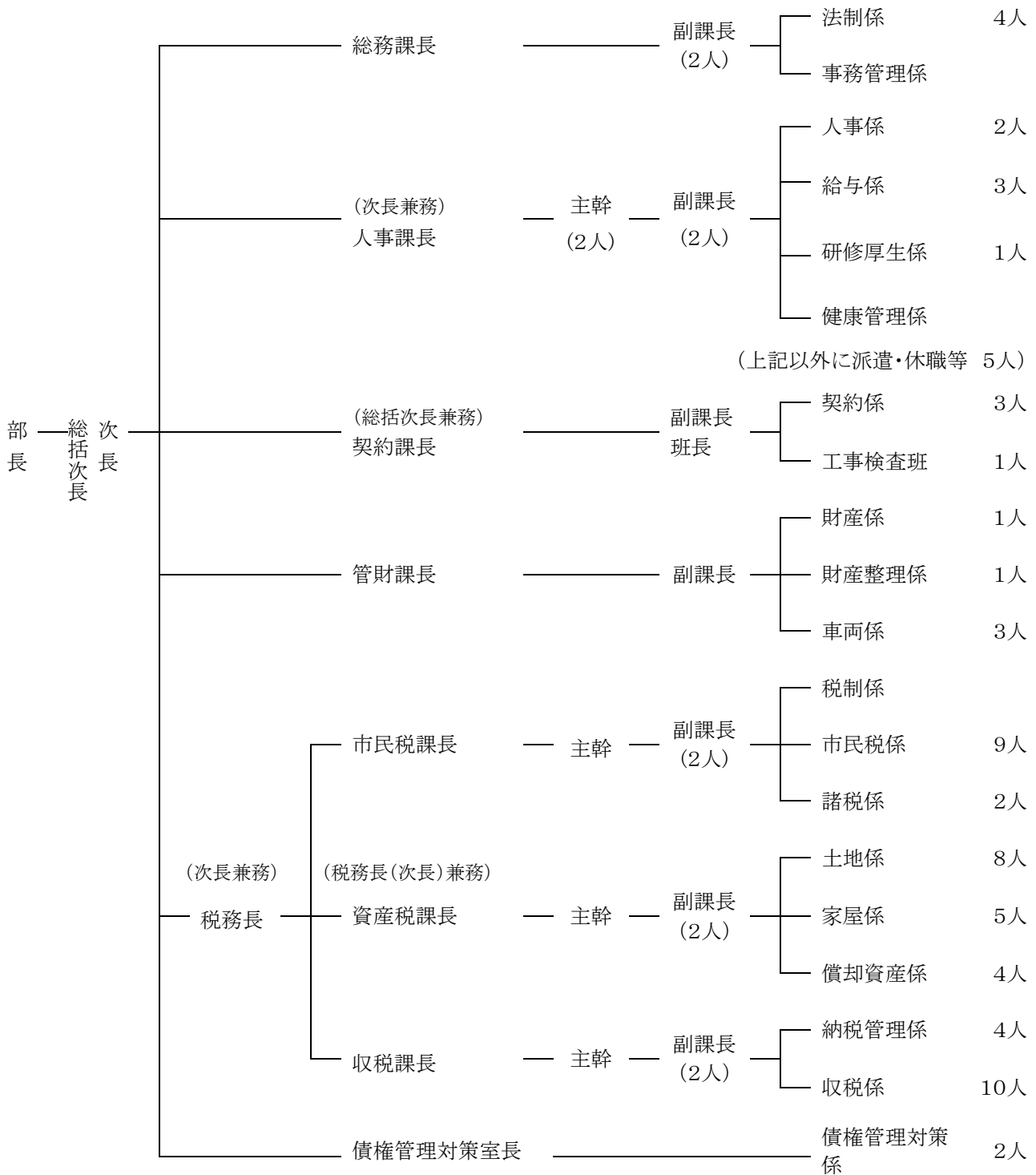
- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 納税貯蓄組合に関すること。
- ウ 口座振替に関すること。
- エ 市税の還付及び充当に関すること。
- オ 前納報奨金の交付に関すること。
- カ 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- キ 納税証明に関すること。

#### (8) 債権管理対策室

- ア 市債権の適正管理に関すること。
- イ 債権管理及び徴収に係る調査研究並びに総合的な調整に関すること。
- ウ 未収債権の徴収に係る支援、助言等に関すること。
- エ 特定の未収債権の徴収に関すること。



2 職員の配置状況 95人（平成29年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



### 3 職員定数と実人員の状況 (平成29年4月1日現在)

(単位：人)

部 局 の 別	定 数	実 数	過不足	臨時職員 非常勤職員
議会の事務部局	10	9	△1	0
市長の事務部局	638	621	△17	312
消防長の事務部局	134	134	0	1
教育委員会の事務部局	45	45	0	371
教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関	64	47	△17	
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	0
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	6	△1	1
水道局	45	37	△8	1
派遣職員	6	2	△4	0
計	956	907	△49	687

### 4 職員の任用及び退職の状況 (平成28年度)

(単位：人)

任 用	退 職					
	定 年	早 期	自己都合	死 亡	その他	計
23	17	3	7	2	1	30

注 再任用、国との人事交流職員、学校指導主幹の異動は含まない。

### 5 工事請負契約の状況 (平成28年度)

契約方法	件数 (件)	金額 (千円)	平均落札率 (%)
一般競争入札	3	817,057	94.92
事後審査型一般競争入札	74	3,334,559	93.74
指名競争入札	266	1,903,037	94.69
随意契約	43	465,715	96.71
計	386	6,520,368	94.74

注 水道局及び港務局分を含む。

## 6 市税の徴収状況（平成28年度）

（単位：円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率（%）
市民税	7,608,379,295	7,444,156,770	14,899,568	407,500	149,730,457	97.84
固定資産税	9,120,147,627	8,820,520,339	57,470,129	0	242,157,159	96.71
国有資産等 所在市交付金	12,265,200	12,265,200	0	0	0	100
軽自動車税	372,158,218	345,976,616	1,817,358	0	24,364,244	92.96
市たばこ税	838,477,074	838,477,074	0	0	0	100
都市計画税	1,215,470,519	1,166,933,970	9,946,955	0	38,589,594	96.01
入湯税	552,600	552,600	0	0	0	100
計	19,167,450,533	18,628,882,569	84,134,010	407,500	454,841,454	97.19

## 7 平成28年度に実施した主な事業

### （1）債権管理対策費

平成22年9月に策定した新居浜市債権管理計画を平成28年9月に改定し、本市債権の適正な管理と的確な回収に取り組むため、滞納整理における進行管理について規定し、また、目標数値の設定による収入率向上等の方針を修正、追加した。

平成28年4月1日に施行された債権管理条例に基づき、非強制徴収公債権及び私債権の担当課との共同法的措置の取組、また回収不能となっている私債権の債権放棄手続きを行った。

共同法的措置は、平成28年11月から担当課だけでは回収困難である20名、約1,830万円の滞納整理を実施し、年度末までに約35万円を回収した。

債権放棄に関しては、平成28年8月に5債権892人の約2,300万円の債権を放棄。平成29年3月には3債権275人の約530万円の債権を放棄した。

これらの結果、合計約2,865万円の滞納債権の整理を行った。

<事業費> 244,719円

## 8 指摘事項及び回答内容（回答は平成30年3月6日付け）

### （1）市税の収納方法の多様化について

本市においては平成25年度から軽自動車税のコンビニ収納を実施して以降、更なるコンビニ収納の拡大に向けた検討はされているようであるが、まだ他税への導入には至っていない。現在、各地方自治体においては納税者の利便性の向上等を図るため、コンビニ収納のみならず、クレジットカード収納やパソコンやATMから支払いができるペイジーなど、多様な納付手段が導入されてきている。

市税の納付窓口や支払方法の拡大は、市民満足度の向上にもつながることから、ランニングコストやメリット、デメリット等も検証のうえ、コンビニ収納の他税への拡大のほか、新

たな収納方法についても導入に向け、調査、検討を加速されたい。

(収税課)

<回答>

収納方法の多様化については、市民の公金納付の利便性向上及び収納事務効率化のため、関連各課と検討を重ねておりましたが、平成31年4月から固定資産税、市県民税（普通徴収）、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料のコンビニ収納を開始することについて庁内の合意を得たことから、平成30年度にシステム改修並びに市民への広報を行うための事業費を盛り込んだ当初予算案及び税賦課徴収条例の改正案を2月議会に提出しました。

また、新たな収納方法の拡大については、先進自治体から情報収集するなど調査研究を行いながら、平成31年度から取り組むコンビニ収納の科目拡大の効果を検証した後、関係各課と協議、検討します。

## (2) 債権管理対策の強化について

債権管理対策室を中心とした全庁的な取組強化により、近年、債権の徴収率は上昇してきましたが、滞納繰越分については著しく低いものもある。担当各課では限られた人員で他の業務と併せ徴収業務を行っているところが多く、徴収率向上のカナメとなる初期対応やスキルの向上が十分進んでいないところもあるのではないかとと思われる。今後、担当各課に対する個別指導を強化するとともに、各課との共同訪問や法的措置等の実施範囲を拡大し、債権徴収率の更なる向上に努められたい。

また、債権管理委員会で決定された債権管理計画には、滞納私債権の督促事務費及び遅延損害金に関し、「契約書等に規定し、請求・収納するよう努める」と記載されているが、市営住宅の家賃等を除き条例に督促事務費の徴収に関する規定がなく、遅延損害金についても契約書等に定めが設けられておらず、請求・収納に努めているとは言い難い。納付の公平性確保の観点からも、これらの請求・収納が可能となるよう、条例及び契約書等の改正に関する検討を全庁的に指導、推進されたい。

(債権管理対策室)

<回答>

債権管理対策室では平成28年度から滞納額等の総合的な判断に基づき、重点滞納債権の指定を行い、効果的な債権回収に向けた取り組みを実施しております。具体的には、担当課と決算や債権放棄、法的措置等でのヒアリングにおいて、状況の把握や徴収に関するアドバイス等の実施、法的措置までは至らない事案の中で必要と判断した案件の共同での訪問や催告等を実施していますが、効率的な徴収率向上に向けた更なる体制強化に取り組んでまいります。

また、担当課のスキル向上に向け、ヒアリング等において債権回収に関する研修等への積極的参加を呼びかけるとともに、平成30年度から、毎年4月に実施している債権管理担当新任者研修の拡充を行い、定期的に各課での徴収困難案件等を検討するプロジェクトチームの設置を計画しております。その際、徴収スキルが遅れている部署については、個別に指導することも併せて行っていく計画としております。

私債権の督促事務費、遅延損害金については、納付の公平性確保のため請求することが重要であると考えておりますことから、新規に定める条例等については適正な規定の指導を行ってまいります。また、既に制定されているものについても、平成32年4月施行予定であ

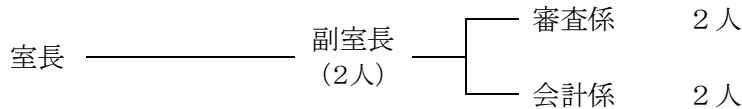
る改正民法への対応と合わせ、遅延損害金等に関する規定について、各担当課と協議してまいります。

# 出 納 室

## 1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 小切手の振出しに関すること。
- (6) 資金計画に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。

## 2 職員の配置状況 7人（平成29年4月1日現在）



## 3 平成28年度に実施した主な事業

### (1) 口座振替通知書の廃止

事務軽減及び経費削減の目的で、債権者への口座振替通知書の郵送を平成29年度から廃止するために財務会計システムを改修し、平成29年3月に完了した。改修内容は、郵送廃止の補完措置として、これまで支払先通帳に「新居浜市」又は「新居浜市会計管理者」と印字していたものを「担当課所室名」に変更した。

このことにより、郵送代が約140万円/年、印刷代等が約35万円/年、口座振替通知書発行に係る事務時間（人件費）が約86時間（約20万円）/年の削減となった。

<事業費> 約990,000円（情報政策課予算）

## 4 指摘事項

特になし